

営業許可手続きの ご案内

食中毒予防の三原則

一、菌をつけない

一、菌をふやさない

一、菌をやっつける

～こんな場合は手続きが必要です！～

事 項	手 続 き	備 考
営業者の姓名・住所 法人の名称・本社所在地・ 代表者名 営業所の屋号 などを 『変更した』場合 ----- 食品衛生責任者を 『変更した』場合	すみやかに 『営業許可申請事項 変更届書』 を提出してください。	営業許可証の記載事項の変更に伴い、営業 許可証明書の発行もできます。 法人の場合、登記簿謄本の写しが必要です。 姓名の変更の場合、戸籍抄本等が必要です。 ----- 食品衛生責任者(注2)の資格を証する書類 又は誓約書が必要です。
営業所を 『改装する』場合	改装の程度により、必要な手続きが異なりますので、 事前にならざるご相談願います。	
営業所を 『移転する』場合	旧営業所 『廃業届』を提出してください。 新営業所 新たに『営業許可申請』が必要です。	
『営業者が変わる』 場合	これまで営業していた人 これから営業を始める人	『廃業届』を提出してください。 新たに『営業許可申請』が必要です。
営業者の死亡 法人の合併・分割 等により、 地位を『承継する』場合	『承継届』を提出してください。	必要書類等については、保健所までお問い合 わせてください。 営業許可証の記載事項の変更に伴い、営業 許可証明書の発行もできます。
営業所を 『廃業する』場合	15日以内に 『廃業届書』を提出してください。	営業許可証をかみならず添付してください。

諸手続きに必要な様式は、京都府のホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp>)からダウンロードできます。

～営業許可を必要とする業種一覧～

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、
 乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、乳類販売業、
 食肉処理業、食肉販売業、食肉製品製造業、
 魚介類販売業、魚介類競り売り業、魚肉練り製品製造業、
 食品の冷凍又は冷蔵業、食品の放射線照射業、
 清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、冰雪製造業、冰雪販売業、食用油脂製造業、
 マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、
 酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、
 缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業

取扱品目によって「食品衛生管理者の設置」が義務づけられている業種もありますので、保健所で確認してください。

～ 飲食店など食品関係のお店を開業するには？～

- Ⅰ 食品衛生法の規定により、許可業種（裏面の34業種）を開業するためには、保健所長の許可を受けなければなりません。
- Ⅰ 申請手続きは、固定施設（店舗、製造所、自動販売機など）であれば営業施設の所在地を管轄する保健所、それ以外の施設（自動車による営業など）であれば、主たる営業地を管轄する保健所に行ってください。

【営業許可申請時の主な注意事項】

営業施設は、営業目的以外の用途には使用できませんので、家庭用の台所との兼用は認められません。

調理等に水道水以外の水を使用する場合は、公共井戸取締条例（昭和24年京都府条例第14号）に基づく届出をするとともに、事前に水質検査を受け、「飲用に適する水」であることをかならず確認しておいてください。

また、水質検査成績書は、営業許可申請時の添付書類として必要です。必要な検査項目は、保健所に確認してください。

「ふぐ」を提供もしくは販売される場合は、ふぐの取扱い及び販売に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）に基づく手続きが別途必要となりますので、保健所でご相談してください。

申請に必要な書類は京都府の各保健所で配布しています。また、京都府のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp>）から、所定の書類をダウンロードして利用することもできます。

申請書等に所定の事項を記入し、手数料相当額の京都府収入証紙と一緒に、保健所に提出してください。手数料金額は業種によって異なります。

注1

営業許可を受けるためには、営業しようとする施設が「施設基準に適合」することが必要です。施設基準はそれぞれの業種で異なりますので、施設に必要な構造・設備等については、事前に保健所までお問い合わせください。

注2

～ 食品衛生責任者の資格とは？～

次の～のいずれかに該当することが必要です。

栄養士、調理師、製菓衛生師、食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者もしくは、船舶料理士の資格を持っていること。

ふぐの取扱い及び販売に関する条例に基づく、「ふぐ処理師」であること。

薬剤師、獣医師等の資格を持っているか、大学等で所定の課程を修めていること。

食品衛生責任者の資格取得のための、指定養成講習会の修了者であること。

～ 営業許可の手続き～

保健所への事前相談

工事に着工する前に施設の設計図面等を持参の上、施設基準(注1)に適合するかどうかあらかじめ相談してください。

施設ごとに衛生的な管理運営をするための、食品衛生責任者(注2)を設置しなければなりません。



申請書類の提出等

申請時に必要なもの
営業許可申請書
営業所の構造設備の概要を記載した計画図面等
手数料(業種によって異なります)
食品衛生責任者であることを証する書類又は誓約書
(法人登記簿謄本の写し)
(水質検査成績書)

施設の確認検査

事前に検査の日程を、担当者と打ち合わせておいてください。

検査の際は、原則として業者が立ち会ってください。

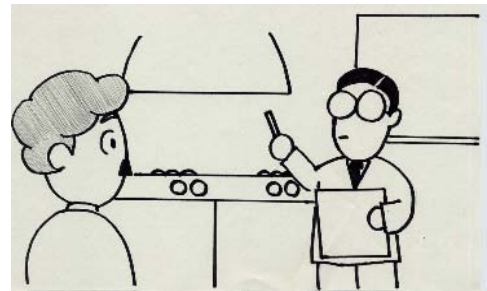
施設基準に適合しない場合は、再検査を受ける必要があります。

許可証の交付

施設検査後、基準に適合していれば、許可証が交付されます。

交付までには、検査で基準適合を確認後、概ね10日程度かかります。

許可証は、原則として郵送できません。



営業開始

許可証は、お店のよく見える位置にかならず掲示してください。

紛失しても再発行できませんので、失わないようにしてください。

営業後の手続

申請内容に変更が生じた場合は、変更届、営業をやめるときには、廃業届が必要です。

移転や改築等の際は、かならず事前に保健所へご相談ください。

営業許可の有効期限が満了する前に、更新等の手続をしてください。

